

認定社会福祉士認証・認定機構研修単位細則（2012年細則第4号）第1条第3号で認める研修

2012年5月20日理事会

最終改正 2019年2月2日

認定社会福祉士認証・認定機構研修単位細則（2012年細則第4号）第1条第3号で認める研修とは、研修単位細則別表1の「各分野における制度等の動向」についてとし、次に掲げる基準を満たすものとする。なお、この科目については、研修認証をしないため、研修について下記の基準を満たしていることを社会福祉士が各自で確認し、認定申請時に研修履修証明に記載するとともに証拠書類を提出するものとする。

1 目的

認定申請しようとする分野に関する制度の動向や相談援助に係る知識や技術をアップデートする。

2 到達目標

認定申請しようとする分野に関する最新の制度の動向や相談援助に係る知識や技術を理解する。

3 含むべき内容

認定申請しようとする分野の制度の動向や最新の制度施策、通知、相談援助に係る知識や技術等。分野におけるトピックを含む。

4 単位数

(1) 受講時間15時間を1単位とする。ただし、研修時間の合算は可とする。

(2) 単位申請の上限は1単位とする。

5 研修の実施主体として認めるもの

①機構の構成団体（構成団体の正会員が団体の場合は正会員を含む）

②国及び地方公共団体

③社会福祉法人

④学校法人

⑤医療法人

⑥公益社団法人及び公益財団法人

⑦日本学術会議に登録している学術団体

⑧上記以外の法人が、国又は地方公共団体の後援を受け研修を実施するとき

注1：①の「構成団体の正会員が団体の場合」とは、日本ソーシャルワーク教育学校連盟、日本社会福祉士会、全国社会福祉法人経営者協議会をさす。

注2：開催を委託している場合は、委託研修も含む。